

【15:00開会】

事務局 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたのでただ今より、第4回選定委員会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

開会にあたりまして、まずはじめに今枝選定委員長よりご挨拶いただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 【挨拶】

事務局 失礼いたします。早速ですが、本日の次第をご覧ください。本日第4回選定委員会では、前回第3回選定委員会でご協議いただきました選定内容について加筆・修正した具申書について確認いただきます。その後、教育委員会へ答申をお願いいたします。なお、市民からの意見書まとめを配付させて頂いております。ご参考ください。別表についてのご説明をいたします。別にとじてあります「平成30年度使用教科用図書（小学校用）の選定について（答申）」をご覧ください。2枚目が別表1の目次になります。3枚目が選定具申ということです。変更点については変更点をアンダーライン、削除した部分は斜体となっておりますので、そこを中心にご確認・ご協議いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。別表2につきましては、前回確認いただきましたので変更はございません。私からは以上です。選定委員長、協議のほどよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。別表1について少し目を通していただく時間が必要かと思しますので時間をとります。

委員長 それでは委員のみなさん、何か変更点とかありましたらお願いします。

A 委員 学校図書の2つめにB5サイズのワークシートが貼りこめる余白を設けという記述があるのですがどこの部分を指しますか。

委員長 ワークシートを貼って学びの記録を残すために貼るところをずらしているんですね。

A 委員 子どもたちとか授業とかで見ないのでわかりにくい。それを具申書の中ですばらしい点としてあげるのは難しいと思います。

委員長 削除しましょうか。それともわかりやすくのりしろと文言を修正しましょうか。

C 委員 のりしろとあえて書いていないのは、そういうふうな使い方をしない場合もあるということも想定しているんだと思うんですね。確かに他の発行者と比べてメリットではあるけれども、選定する上での大きなメリットとなるかと言うと私はわからないので削除してはどうかと思います。

委員長 削除という事をお願いします。

副委員長 同じく学校図書の丸3つ目の一番最後の行なんですけど、「考え、議論する道徳授業」となるよう工夫されている。というこの表現が何かすっきりしていないんですけど。考え、議論する道徳は文部科学省が言っている文言なんですよね。考え、議論する道徳授業とつなげてしまうと、日本語してどうなのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 少しわかりやすいような文言にするには、意図は変えずにですね。

副委員長 そうですね。

委員長 考え、議論する道徳というのはどうでしょうか。

副委員長 そうですね。授業を入れないで、形なんだということだと思っただけですね。設定されることで、「考え、議論する道徳」となるよう工夫されている。ほうがまだ。授業が入ることによって少しわかりにくくなっているように思います。

委員長 では授業を取って、「考え、議論する道徳」となるよう工夫されている。というふうに文言を修正ください。

委員長 他にはないですか。それでは修正に教育委員会への答申までに約10分間の休憩をします。

【休憩】

事務局 失礼します。確認の前に意見書の説明をさせていただきます。資料をごらんください。ご意見の中に中学校の社会の意見がいくつかございます。その背景としましては教科書センターの男女共同参画センター、山田駅前図書館には来年度使用の教科書と採択に使用した教科書を展示しております。意見書としては小学校の教科書の意見をお願いしていたのですが、展示してありました関係で書いていたのかと推測されます。今回の採択には直接関係はありませんが、ご意見として頂戴しておりますので参考として掲載しております。

A 委員長 採択した教科書だけではなくて採択で使用した全教科の全教科書会社分が展示されているのでよろしいですか。

事務局 採択に使用した全発行者でございます。

委員長 それでは修正の確認をお願いします。よろしいですね。

平成29年7月7日 吹田市教育委員会様

吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員長 今枝かおり

平成30年度使用教科用図書（小学校用）の選定について答申いたします。平成29年5月12日付で諮問のありました標記のことについて、慎重に審議の結果、次のおり答申いたします。

【平成30年度使用教科用図書（小学校）採択に係る 第4回選定委員会】

1 平成30年度使用教科用図書（小学校用）については、別表1の全発行者の中から採択することが望ましいと考えます。

2 平成30年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書については、別表2のとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第3条の対象として採択することが望ましいと考えます。添付書類として「小学校調査報告書」をつけさせていただきます。なお、選定にあたっては、次の2点に留意いたしましたので申し添えます。

- 1 公正な選定に努めること。
- 2 人権尊重の趣意を基本的にふまえること。

別表1については以下のとおりです。別表2について、ご説明させていただきます。学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について学校教育法附則第9条に規定される教科用図書とは、支援学校または小中学校の支援学級で特別の教育課程を実施し、所定の学年の「検定教科書」を使用することが適切でない場合、学校教育法附則第9条にもとづき採択することができる教科用図書のことです。吹田市におきましては、従来より、障がいのある児童生徒の社会参加や自立を実現させる観点に立ち、可能な限りすべての児童生徒が、共に学び、共に育つよう配慮しており、支援学級に在籍する児童生徒と通常学級に在籍する児童生徒とのさまざまな交流を大切にしてきました。したがって、支援学級に在籍する児童生徒につきましても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条の対象として、通常学級の児童生徒と同じ「検定教科書」を採択し、学校教育法附則第9条に規定される教科用図書については、採択しないことが望ましいと考えます。しかしながら、これまで、弱視児童生徒のために、検定教科書の文字や図形を拡大等して複製し、一般図書として発行する場合、弱視児童生徒に無償給付する措置がとられてきました。したがって、対象児童生徒の教育条件の改善に資するため、「拡大教科書」を学校教育法附則第9条にもとづき採択することが望ましいと考えます。なお、各種目の「拡大教科書」につきましては、平成30年度使用教科用図書として採択された発行者の教科用図書を拡大したものとします。

以上、添付書類をつけまして答申させていただきます。

学校教育部長 ありがとうございます。5月12日に教育委員会より、平成30年度使用教科用図書（小学校用）の採択に関する諮問を行ない、本日、確かに今枝選定委員会委員長より答申をいただきました。今後、この答申を尊重するとともに、7月の定例教育委員会会議にて報告し、選定委員会にて協議されました内容が採択に十分に反映されるよう、教育委員会事務局として努めることをお約束したいと思います。お世話になりました。ありがとうございます。

事務局 【事務連絡】

事務局 【お礼】

事務局 それでは、以上をもちまして、平成30年度使用教科用図書（小学校用）選定委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

【16:00閉会】